

新潟市区自治協議会運営指針の主な見直し事項（該当部分新旧対照表）

1 委員の再任【現行運営指針 18P】

改正後	改正前
<p>委員の再任については、第6期（平成29年度～平成30年度）まで再任回数の上限を設けていたが、地域団体代表者等の再任が制限されているという課題等があるとした「新潟市区自治協議会のあり方検討委員会（平成29年度）」での議論を踏まえ、条例上再任回数の上限を無くすこととする。</p> <p>一方で持続的な自治の推進を実現していくためには、地域の諸課題に取り組む人材の育成・確保や、多様な区民意見の反映といった点も考慮する必要があることから、委員の選任について定めた「新潟市附属機関等に関する指針」に基づきつつ、区自治協議会の判断で各区の実情に応じた取扱いができるものとする。</p> <p>なお、公募による委員については、区民による区政への参画機会を確保するため、再任回数の上限は1回とする。</p>	<p>委員の再任については、平成26年度に各区自治協議会に意見聴取を行った。その結果、地域コミュニティ協議会の人材不足という状況を踏まえ、継続性のある地域課題を解決するため、第1号委員の再任回数の上限を1回から2回に拡大した。</p> <p>一方、多様な意見反映のため、より多くの区民に参画してもらうべきとの意見もあったことから、第2～5号委員の再任については1回までとした。地域の諸課題に取り組むための人材確保などの観点から、2期を務めた個人であっても選出団体や委員資格が異なっている場合など、特殊なケースでの選任に対応できるように、ただし書きの規定を設けた。</p> <p>なお、2期を超える個人の選任に当たっては、「新潟市附属機関等に関する指針」における在任期間の規定（通算6年）に留意するものとする。</p>

2 委員以外の者の会議出席

(1) 委員以外の者の出席（本会議）【現行運営指針 26P】

改正後	改正前
<p>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるものとした。この場合は、会議の協議及び議決に加わることはできず、会長の求めに応じ意見等を述べるものである。</p> <p>本規定の主な対象者としては、特定の分野に精通した有識者のほか、団体選出委員の属する団体の構成員等を想定している。本規定に基づき、諸事情により委員が会議を欠席する場合であっても、円滑な情報共有等を図るために当該団体の構成員を会議へ出席させることができる。</p>	<p>会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるものとした。この場合は、会議の協議及び議決に加わることはできず、会長の求めに応じ意見等を述べるものである。</p>

(2) 部会【現行運営指針 28P】

改正後	改正前
<p>部会又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させることができる。本規定に基づき団体選出委員の属する団体の構成員を部会に出席させることもできる。</p>	<p>区自治協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させることができる。</p>

3 必須意見聴取の対象とする施設【現行運営指針 37・38P】

改正後	改正前																						
<p>・新潟市区役所組織規則に規定する区役所が管理する施設のうち、区民への影響が大きい次に掲げるもの</p> <p>【対象となる施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庁舎系施設</td> <td>区役所、出張所、連絡所など</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ施設</td> <td>市民会館、コミュニティセンター、コミュニティハウスなど</td> </tr> <tr> <td>文化施設</td> <td>文化会館、美術館、博物館、資料館など</td> </tr> <tr> <td>スポーツ施設</td> <td>体育施設</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション施設</td> <td>観光施設</td> </tr> <tr> <td>子育て支援施設</td> <td>保育園、児童館、子育て支援センターなど</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉施設</td> <td>デイサービスセンター、老人憩いの家など</td> </tr> <tr> <td>保健施設</td> <td>保健福祉センター、健康センターなど</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>地区公園、総合公園</td> </tr> <tr> <td>産業系施設</td> <td>勤労者会館</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	例示	庁舎系施設	区役所、出張所、連絡所など	コミュニティ施設	市民会館、コミュニティセンター、コミュニティハウスなど	文化施設	文化会館、美術館、博物館、資料館など	スポーツ施設	体育施設	レクリエーション施設	観光施設	子育て支援施設	保育園、児童館、子育て支援センターなど	高齢福祉施設	デイサービスセンター、老人憩いの家など	保健施設	保健福祉センター、健康センターなど	都市公園	地区公園、総合公園	産業系施設	勤労者会館	<p>・新潟市区役所組織規則に規定する区役所が管理する公の施設</p> <p>(留意事項)</p> <p>○区役所が所管する公の施設</p> <p>区役所が所管する公の施設については、新潟市区役所組織規則第3条に掲げる区役所の機関で公の施設であるもの及び別表に掲げる区役所の課又は機関が管理する公の施設を対象としている。</p>
施設種別	例示																						
庁舎系施設	区役所、出張所、連絡所など																						
コミュニティ施設	市民会館、コミュニティセンター、コミュニティハウスなど																						
文化施設	文化会館、美術館、博物館、資料館など																						
スポーツ施設	体育施設																						
レクリエーション施設	観光施設																						
子育て支援施設	保育園、児童館、子育て支援センターなど																						
高齢福祉施設	デイサービスセンター、老人憩いの家など																						
保健施設	保健福祉センター、健康センターなど																						
都市公園	地区公園、総合公園																						
産業系施設	勤労者会館																						